

由利本荘市スポーツ少年団各種大会交流会等参加費補助金

平成17年3月22日

改正 平成18年4月1日

改正 平成20年4月1日

改正 平成24年4月1日

改正 平成27年4月1日

改正 平成29年3月31日

改正 令和4年3月31日

改正 令和6年3月29日

改正 令和8年3月26日

(趣旨)

第1条 この要綱は、スポーツ少年団の競技交流活動を支援することを目的とし、由利本荘市補助金等の適正に関する条例（平成17年由利本荘市条例第53号。以下「条例」という。）の規定によるほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、次条の大会等に参加する市民であり、市内のスポーツ少年団登録団員及び登録指導者のうち、当該大会要項に基づく参加登録がなされる者とする。

(補助対象の大会)

第3条 補助対象の大会は、日本及び東北スポーツ少年団本部又は競技団体が主催する全国及び東北規模の大会等とする。ただし、県内で開催されるもの及び自由参加のものを除く。

2 補助対象となる東北規模の大会は、県等本市を含む地域を対象とする地区予選会等を経て開催されるものとする。

3 補助対象となる全国規模の大会は、県、東北ブロック等本市を含む地域を対象とする地区予選会等を経て開催されるものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、補助対象の大会へ出場するために必要な参加料、交通費、宿泊費および用具費等とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額等は、個人、団体を問わず1人につき次の額とする。

(1) 全国規模の大会 10,000円

ただし、東北地方で開催の場合は5,000円

(2) 東北規模の大会 5,000円

2 補助金の交付回数は、年度1回とする。ただし、東北規模の大会に係る補助金の交付を受けたものが、当該大会の入賞等により全国規模の大会へ出場する場合には限り、全国規模の大会に係る補助金額と既に交付した補助金額との差額を追加して交付することができる。

(補助金の申請等の手続)

第6条 補助金交付の申請、決定、報告等の手続については、条例の定めるところによる。

(補助事業の期間)

第7条 補助事業の期間は、令和9年3月31日までとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年3月22日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の本荘市スポーツ少年団各種大会、交流会等参加補助金交付要綱(本荘市制定)又は鳥海町スポーツ少年団大会派遣費補助金交付要綱(鳥海町制定)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成18年4月1日)

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、改正前の由利本荘市スポーツ少年団各種大会交流会等参加費補助金交付要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成20年4月1日)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成 24 年 4 月 1 日）

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 4 月 1 日）

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 31 日）

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 31 日）

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 29 日）

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 8 年 3 月 26 日）

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。